

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

資料2－1

【1 作成にあたっての基本的な考え方】

- ① これまでの議会改革の成果を取りまとめて体系的に整理し、政令市の議会基本条例を参考にして条文化した。
- ② 構成は、政令市の議会基本条例とおおむね同様としている。
- ③ 規定の方法は、「網羅的に条文化しながらも、各条文の内容はシンプルに」という考え方で作成した。

【2 たたき台案の内容等】

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
		前文	
前文	地方自治の原点である「地域の問題は、住民が自らの判断と責任で決定し、処理する」という基本的な考え方の下、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会は、同じく選挙で選ばれた地方自治体の長と独立かつ対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。 国と地方の関係が、対等かつ協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。 このような中、千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、市長その他の執行機関の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価に加え、政策の立案及び提言に積極的に取り組むことにより、市民生活及び市民福祉の向上並びに市勢の発展に寄与していかなければならない。 また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に千葉市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、千葉市議会の歴史と伝統に基づき、少数意見を尊重するほか、会派間及び議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公正かつ公平な議会運営に努めていかなければならない。 よって、千葉市議会は、これまでの議会改革の成果を確かなものとするとともに、市民と市長その他の執行機関との関係において、千葉市議会及び千葉市議会議員が果たすべき役割等を明らかにし、市民の負託にこたえる議会のあり方を追求することにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のため、更なる取組を推進することを決意し、この条例を制定する。	★ 「千葉市議会基本理念」に基づき作成 平成23年6月の「議会のあり方」検討協議会において、本議会の「基本理念」が決定されており、これをほぼそのまま取り込んで前文とし、条例制定の背景や、条例制定に向けての議会の決意を明らかにしている。	「千葉市議会基本理念」(千葉市議会「議会のあり方」検討協議会) 地方自治の原点である「地域の問題は住民が自らの判断と責任で決定し、処理する。」という基本的な考え方のもと、地方自治の主人公である住民から選挙で選ばれた議員で構成する議会と、同じく選挙で選ばれた自治体の長は独立・対等の関係にあり、それぞれが二元代表制の一翼を担う存在として、地方自治の発展に全力を尽くし、住民の負託にこたえる責務を負っている。 国と地方の関係が、対等・協力を転換しつつある今日、地方議会が住民を代表する機関として、住民福祉の向上のために果たす役割は、ますます増大している。 このような中、私たち千葉市議会は、真の地方自治の実現に向け、市民への情報発信や市民との情報共有など市民参加の推進に努めるとともに、執行機関の政策決定及び事務執行に対する監視・評価に加え、政策立案・政策提言に積極的に取り組むことにより、市民生活・市民福祉の向上と市政の発展を推進するものである。 また、社会情勢の変化など時代の潮流を的確にとらえ、常に市議会自らが変わろうとする努力を引き続き惜しまず、今後も合議体である議会において議論を尽くし、多数決を基本としつつも、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払い、公平・公正な議会運営に努めることを基本理念とする。
		第1章 総則	
目的	(目的) 第1条 この条例は、二元代表制の一翼を担う千葉市議会(以下「議会」という。)及び千葉市議会議員(以下「議員」という。)の役割等を明らかにするとともに、議会及び議員に関する必要な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に寄与することを目的とする。	★ 第1条として、本条例の目的を定める。	【京都市】 (目的) 第1条 この条例は、二元代表制の下、合議制の機関である京都市会(以下「市会」という。)及び京都市会議員(以下「議員」という。)の役割を明らかにするとともに、議会及び議員に関する基本的な事項を定めることにより、市民の負託にこたえ、市民福祉の向上及び市勢の発展に資することを目的とする。
基本理念	(基本理念) 第2条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と独立かつ対等の関係にある合議制の議事機関であり、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。	★ 第2条として、議会が達成しようとしている本条例の基本理念を定める。	【横浜市】 (基本理念) 第2条 議会は、市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)と対等の立場にある合議制の議事機関であり、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案、提言及び決定(以下「政策立案等」という。)に係る機能を有する機関として、市民の多様な意見等を把握し、市政に反映し得る合議体としての特性を最大限に生かすことにより、市民自治の観点から、真の地方自治を実現するものとする。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
	第2章 議会の役割及び活動原則		
議会の役割及び活動原則	(議会の役割及び活動原則) 第3条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案、請願、陳情等(以下「議案等」という。)の審議及び審査を行い、これらを議決すること。 (2) 市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価を行うこと。 (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議を行うことにより、議会の意思を表明すること。 2 議会は、前項に規定する役割を果たすため、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の多様な意見等を十分に把握した上で、公正かつ公平な審議、審査等をし、意思決定を行うこと。 (2) 市民に開かれた議会運営を行うとともに、議会活動について、市民への説明責任を果たすこと。 (3) 市民の負託にこたえる議会のあり方を不断に追求し、議会改革に継続的に取り組むこと。	★ 議会の役割として、①審議機能、②監視機能、③政策立案機能、④意思表明機能と定める。 ★ 議会の活動原則として、①公正かつ公平な審議による意思決定、②開かれた議会運営、市民への説明責任、③議会改革への継続的な取組を定める。	【札幌市】 (議会の役割) 第2条 議会は、次に掲げる役割を担うものとする。 (1) 議案、請願及び陳情等の審議、審査等並びにこれらの議決を行うこと。 (2) 市長その他の執行機関(以下「市長等」という。)の事務の執行について、監視及び評価を行うこと。 (3) 市政の課題等について調査研究を行い、政策の立案及び提言を行うこと。 (4) 国会又は関係行政庁に意見書を提出するほか、決議により議会の意思を表明すること。
	第3章 議員の役割及び活動原則		
議員の役割及び活動原則	(議員の役割及び活動原則) 第4条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者であるとともに、議会を構成する者として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを使命とし、次に掲げる原則に基づき活動するものとする。 (1) 市民の多様な意見等を的確に把握し、市政全体を見据えた幅広い視点及び長期的な展望を持って、公正かつ誠実に職務を執行すること。 (2) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員間の討議を活発に行うなどにより、十分な審議、審査等を尽くすこと。 (3) 自らの議会活動及び議会の意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。 (4) 不断の研さんにより自らの資質の向上を図ること。	★ 議員の役割として、議会活動を通じて市民の負託にこたえることを定める。 ★ 議員の活動原則として、①公正かつ誠実な職務執行、②十分な審議、③分かりやすい市民説明、④不断の研さんを定める。	【札幌市】 (議員の活動原則) 第12条 議員は、市民の代表として選挙により選ばれた公職にある者として、次に掲げる原則に基づき活動する。 (1) 多様な市民意見と市政の課題を的確に把握し、市政全体を見据えた広い視点及び長期的展望を持って、公正かつ誠実に職務を遂行すること。 (2) 自らの議会活動及び議会における意思決定等の過程について、市民に分かりやすく説明すること。 (3) 政策の立案及び提言に係る能力の向上を図るため、常に研さんに努めること。 (4) 議会が言論の府であることを踏まえ、議員相互間の討議を活発に行うこと。
政治倫理	(政治倫理) 第5条 議員は、市民の負託にこたえるため、市民全体の代表者として市政に携わる自らの権能と責務を深く自覚し、市民の信頼に値する高い倫理性を持つとともに、市民に対し、常に政治倫理に関する高潔性を示すことができるよう努めなければならない。 2 議員の政治倫理に関する事項は、別に条例で定める。	★ 議員の政治倫理については、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、平成22年3月に議長・副議長会議の中で議論し制定した「千葉市議会議員の政治倫理に関する条例」を指す。	【京都市】 (政治倫理) 第6条 議員は、市民の範となるよう努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、議員の政治倫理に関する基本となる事項は、京都市議会議員政治倫理条例の定めるところによる。
会派	(会派) 第6条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する2人以上の議員をもって会派を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 議案等の審議及び審査並びに政策の立案及び提言のための調査研究を行うこと。 (3) 会派間で協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な議会運営を図ること。	★ 2人以上の議員をもって会派が結成されること、また、その役割について定める。	【京都市】 (会派) 第7条 議員は、政策を中心とした同一の理念を有する議員の集団として、二人以上で会派を結成することができる。 2 会派は、次に掲げる役割を果たすものとする。 (1) 議員の活動を支援すること。 (2) 政策の立案及び提言並びに議案等の審議及び審査のために調査研究を行うこと。 (3) 会派間で相互に協議及び調整を行い、円滑かつ効果的な市会運営を図ること。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
	第4章 議会運営		
議会運営	(議会運営に関する原則) 第7条 議会は、その活動の公正性及び透明性を確保するとともに、議員平等の原則に基づき民主的で円滑な運営に努めるものとする。	★ 議会運営上で守るべき原則を定める。	【名古屋市】 (会議の運営原則) 第9条 議会の運営に当たっては、議会活動の公正性及び透明性を確保し、議員相互間の活発な討議が行われるよう努めるとともに、議員平等の原則にのっとり、民主的で円滑な運営を推進する。 2 議会の会議等は、公開を原則とする。 3 議会運営上の課題については、議会基本条例の趣旨にのっとり、議会運営委員会で協議し、調整する。
議長等	(議長及び副議長) 第8条 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平にその職務を行い、民主的かつ公正な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。	★ 議長及び副議長の職務遂行上の基本原則を定める。	【さいたま市】 (議長及び副議長) 第5条 議長は、議会を代表する中立かつ公平な立場において職務を行い、民主的な議会運営を行わなければならない。 2 議長は、議会の秩序を保持し、効率的な議事の整理に努め、議会の事務をつかさどる。 3 前2項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合に準用する。
会期	(会期) 第9条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的に活動するため、十分に審議、審査等を尽くせる会期を確保するものとする。	★ 会期の確保のための考慮すべき事項を定める。	【横浜市】 (会期) 第6条 議会は、市政の課題等に的確かつ柔軟に対応し、主体的かつ機動的な活動を展開するため、十分に審議等を尽くすことができる会期を定めるものとする。
委員会	(委員会) 第10条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を的確かつ迅速に行うものとする。 2 委員は、委員長の議事整理権の下、委員間における活発な討議等を通じて、その部門に属する市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。	★ 委員の果たすべき役割や、委員会における委員間討議の活発化などについて定める。	【横浜市】 (委員会) 第7条 委員会は、議案等の審査並びにその部門に属する事務及び市政の課題に関する調査を適切かつ迅速に行い、その権能を十分に発揮するものとする。 2 委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする。
質疑又は質問	(質疑又は質問) 第11条 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、論点を明らかにして行うものとする。 2 市長等は、質疑又は質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。 3 議員は、本会議又は委員会において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質疑(質問)方式又は一問一答方式を選択することができる。ただし、代表質疑又は代表質問を行うに当たっては、一括質疑(質問)方式によるものとする。	★ 現在の先例(175、196)を踏まえ、議員の質疑又は質問に対し、答弁者から趣旨確認の発言ができる旨を定める。 ★ 平成22年の議会改革検討協議会、平成24年の議会のあり方検討協議会による議論を経て決定された内容を盛り込み、議員の質疑又は質問は、「一括質疑(質問)方式」又は「一問一答方式」を選択することができる旨を定める。	【千葉市議会先例(事例)】 175 答弁者は質疑を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。(平成22年9月17日幹事長会議) 196 答弁者は一般質問を行った議員に対し、その趣旨を確認するための発言をすることができる。(平成22年9月17日幹事長会議) 【京都市】 (会議等における質疑又は質問) 第21条 議員は、会議等において質疑又は質問を行うに当たっては、当該質疑又は質問の論点を明確にするものとする。 2 市長等(補助職員を含む。)は、会議等における質疑又は質問の論点を明確にするため、議員に対し、当該質疑又は質問の趣旨を確認することができる。 3 議員は、本会議において質疑又は質問を行うに当たっては、一括質問一括答弁方式又は分割方式を選択することができる。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
	第5章 市民と議会との関係		
市民との関係	(市民との関係) 第12条 議会は、市民の多様な意見等を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参加する機会の充実を図るものとする。 2 議会は、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施するものとする。 3 議会は、市民の多様な意見等を議案等の審議及び審査に反映させるため、公聴会及び参考人の制度等の活用に努めるものとする。	★ 平成22年の議会改革検討協議会における議論を経て決定された内容を盛り込み、請願及び陳情の審査において、請願者及び陳情者のうち希望する者の意見陳述を実施する旨を定める。 ★ 公聴会及び参考人の制度等の活用について定める。	【名古屋市】 (市民参加の促進、市民の多様な意見の反映) 第4条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会の活動に参加する機会を確保するように努める。また、議会活動に関する情報を市民に公開し、市民に対する説明責任を果たす。 2 議会は、請願及び陳情の審査における口頭陳情の実施、市民議会演説制度の実施など、市民が議会活動に参加する機会の確保に努める。 3 議会は、市民の意見・知見を審査等に反映させるため、公聴会・参考人の制度等を活用するように努める。 4 議会は、議会報告会を開催し、議会活動に関する情報を積極的に公開するとともに、市民の意見を把握して、議会活動に市民の意見を反映させる。
広報及び広聴の充実	(広報及び公聴の充実) 第13条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、多様な手段を用いて、議会活動に関する広報及び公聴の充実に努めるものとする。	★ 広報・広聴機能の充実に努める旨を定める。	【札幌市】 (広報及び広聴の充実) 第16条 議会は、市民に開かれた議会の実現のため、多様な情報発信手段を用いて、議会活動について積極的な広報を行うものとする。 2 議員又は会派は、議会報告、意見交換、意見聴取等により市民の意見を把握するものとする。
会議等の公開	(会議等の公開) 第14条 議会は、市民に開かれた議会の実現に資するため、本会議及び委員会を原則として公開するものとする。 2 議会は、会議の日程、議題等を事前に市民に周知し、会議で用いた資料を積極的に公開するとともに、市民が傍聴等をしやすい環境の一層の充実に取り組むものとする。 3 議会は、本会議及び委員会の会議録を公開し、意思決定に係る過程及び結果を明らかにするものとする。	★ 本会議・委員会の公開や、会議録・会議資料の公開について定める。	【京都市】 (会議等の公開の推進) 第12条 市会は、市民に開かれた議会運営に資するため、会議等(本会議、委員会及び議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整を行うための場をいう。以下同じ。)を原則として公開するものとする。 2 市会は、会議等で用いた資料について、一層の公開に努めるものとする。 3 市会は、会議等の日程、議題等を事前に市民に周知するものとする。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
	第6章 議会と市長等との関係		
市長等との関係	(市長等との関係) 第15条 議会は、二元代表制の下、市長等と独立かつ対等で緊張のある関係を保持し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展のために活動するものとする。	★ 二元代表制の下、議会と市民等がどのような関係に立つべきか、基本的原則を定める。	【横浜市】 (市長等との関係) 第12条 議会は、二元代表制の下、市長等と対等で緊張感のある関係を構築し、多様な観点から、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等を行うことにより、市民福祉の向上及び市勢の発展に取り組むものとする。
議決事件の追加	(議決事件の追加) 第16条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本構想(市政の総合的かつ計画的な運営を図るために長期的な展望に立って定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想に基づき市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画をいう。)の策定、変更及び廃止とする。	★ 現在、制定されている「議会の議決すべき事件に関する条例」において既に議決事件としている「基本計画」に加えて、平成23年の地方自治法の改正により、現在、議決を必要としないものとされている市の「基本構想」を議決事件に追加して定める。 ★ これにより「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」は廃止(附則第2項)	【千葉市議会の議決すべき事件に関する条例】 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項に規定する議会の議決すべき事件は、他の条例に定めるもののほか、基本計画(千葉市基本構想に基づく基本的な計画で、市政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止とする。
議会への説明等	(議会への説明等) 第17条 市長等は、予算を調製し、又は計画、政策、施策若しくは事業を立案し、若しくは変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。 2 市長等は、議会又は議員から市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。	★ 市長等による予算案や、計画案等の議会への説明について定める。	【札幌市】 (議会への説明等) 第19条 市長等は、計画、政策、施策又は事業(以下「計画等」という。)を立案し、又は変更するときは、その計画等の論点を明確にし、かつ、水準を高めるため、計画等の内容に関する必要な資料を作成し、議会へ適時適切な報告を行うものとする。 【横浜市】 (議会への説明等) 第14条 2 市長等は、議会又は議員から、市長等が執行する事務に関する資料の提出又は説明の要求があったときは、誠実に対応するものとする。
監視及び評価	(監視及び評価) 第18条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の政策の決定及び事務の執行が適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかを監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。	★ 市長等の事務執行に対する議会の監視、評価について定める。	【横浜市】 (監視及び評価) 第15条 議会は、議決、調査、検査その他の権限を行使することにより、市長等の事務の執行が、適正かつ効率的及び効果的に行われているかどうかについて監視するとともに、その効果又は成果について評価し、必要と認めるときは、適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
政策の立案	(政策の立案等) 第19条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。	★ 平成26年の議会改革推進協議会までの議論を経て、本市議会の「政策形成基本フロー」が決定されているところであり、議会が積極的に政策立案・提言を行う旨を定める。	【横浜市】 (政策立案等) 第16条 議会は、議員及び委員会からの提案による条例の制定、決議、質疑等を通じて、積極的に政策立案等を行うものとする。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
	第7章 議会の機能強化		
機能強化	(議会の機能強化) 第20条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化するものとする。	★ 議会の機能強化を図る旨を定める。	【横浜市】 (議会の機能強化) 第20条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化するものとする。 2 議会は、前項に規定する機能の強化を効率的かつ効果的に図るため、その活動に当たっては、情報通信技術の発達を踏まえた多様な手段を活用するものとする。
調査の活用	(専門的知見の活用) 第21条 議会は、議案等の審議及び審査の充実、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用するものとする。	★ 地方自治法第100条の2による学識経験者等による専門的事項に関する調査を積極的に活用する旨を定める。	【横浜市】 (学識経験者等の活用) 第23条 議会は、会議等における審議の充実、市長等の事務に関する調査、政策の立案に係る機能の強化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積極的に活用するものとする。 2 議会は、専門的事項に関する調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者等により構成される調査機関を設置することができるものとする。
他市連携	(他の指定都市の議会との連携等) 第22条 議会は、大都市に特有の課題の解決に資するため、他の指定都市(法第252条の19第1項の指定都市をいう。)の議会との連携、情報交換等を推進するものとする。	★ 他の指定都市の議会との連携等について定める。	【横浜市】 (他の指定都市の議会との連携) 第21条 議会は、大都市特有の課題の解決に資するため、他の指定都市(法第252条の19第1項に規定する指定都市をいう。)の議会との政策連携、情報交換等を推進するものとする。
政務活動費	(政務活動費) 第23条 会派及び議員は、政務活動費を活用し、調査研究その他の活動を行い、議会の機能強化に努めるものとする。 2 政務活動費の交付に関する事項は、別に条例で定める。	★ 議員の政務活動費の交付については、平成24年の「議会のあり方検討協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」を指す。	【京都市】 (政務活動費) 第26条 会派及び議員は、政務活動費を活用して調査研究活動を行い、議会活動の充実及び強化に努めるものとする。 2 前項に定めるもののほか、政務活動費の交付等に関し必要な事項は、京都市政務活動費の交付等に関する条例の定めるところによる。
災害対応	(災害対応) 第24条 議会及び議員は、大規模災害の発生時において、市民の生命、身体及び財産を保護し、被害を最小限にとどめるため、市長等と連携協力して迅速かつ機動的な対応を図るものとする。	★ 平成25年に議会改革推進協議会での議論を経て「大規模災害対応指針」が策定されており、それを踏まえ災害対策について定める。	【横浜市】 (災害時の体制の整備) 第17条 議会は、大規模災害等の緊急の事態から、市民の生命、身体及び財産を保護し、並びに市民生活の平穏を確保するため、総合的かつ機動的な活動が図られるよう、市長等と協力し、大規模災害等の発生時における議会としての体制の整備を図るものとする。
議会事務局の強化	(議会事務局等の強化) 第25条 議会は、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の機能の強化に努めるものとする。	★ 議会事務局及び議会図書室の強化について定める。	【横浜市】 (議会局の強化) 第26条 議会は、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を強化し、議会活動を円滑かつ効果的に行うため、議会局の機能及び組織体制の強化に努めるものとする。

千葉市議会基本条例(たたき台案)について

千葉市議会基本条例(たたき台案)		趣旨等	参考にした条文等
第8章 議員の定数及び議員報酬等			
議員の定数	(議員の定数) 第26条 議員の定数については、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を確保するとともに、市民の多様な意見等を市政に反映させるために必要な議員数を考慮し、別に条例で定める。	★ 議員の定数について、平成26年の「議会改革推進協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」を指す。	【横浜市】 (議員定数) 第29条 議員定数については、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策立案等に係る機能を確保し、市民の多様な意見等を市政に反映させるなど、議会としてその責務を果たすべき議員数を考慮し、別に条例で定めるものとする。
議員報酬等	(議員報酬等) 第27条 議員報酬及び期末手当については、複雑高度化する市政の課題等に対し、市長等の政策の決定及び事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言に係る議会の機能を十分に発揮できるようにするとともに、多様な分野の幅広い知識と経験を有する人材が議員として活躍できるための環境を整備するという視点を踏まえ、別に条例で定める。	★ 議員報酬等について、平成24年の「議会のあり方検討協議会」での協議内容を踏まえ、「別に条例で定める」とする。 ★ 別の条例とは、「千葉市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例」を指す。	【札幌市】 (議員報酬) 第11条 議員報酬及び議員の期末手当については、市政課題等の複雑高度化に対し、市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言などの議会機能を十分に発揮することができるよう、多様な分野に幅広い知識と経験を有する人材が議員として活動できるための環境を整備するという視点等を踏まえ、別に条例で定める。
第9章 補則			
条例関係	(他の条例等との関係) 第28条 議会に関する他の条例、規則等を制定し、又は改廃するに当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らねばならないものとする。	★ 基本条例の最高規範性について定める。	【横浜市】 (他の条例等との関係) 第32条 議会に関する他の条例、規則等の制定又は改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性の確保を図らなければならないものとする。
検討	(検討) 第29条 議会は、この条例の施行後、必要があると認めるときは、この条例の改正その他適切な措置を講ずるものとする。	★ 必要に応じて本条例の見直しをする旨を定める。	【京都市】 (条例の検討) 第32条 市会は、条例の施行後、条例の目的が達成されているかどうかについて検証し、その検証結果を勘案して、必要があると認めるときは、この条例の改正を含めて適切な措置を講じるものとする。
附則	附 則 (施行期日) 1 この条例は、平成 年 月 日から施行する。 (千葉市議会の議決すべき事件に関する条例の廃止) 2 千葉市議会の議決すべき事件に関する条例(平成22年千葉市条例第84号)は、廃止する。 (経過措置) 3 この条例の施行の日から平成 年3月31日までの間における第23条第1項の規定の適用については、同項中「会派」とあるのは「会派(所属する議員が1人の場合を含む。)」とする。	★ 施行期日のほかに、「千葉市議会の議決すべき事件に関する条例」の廃止と、「千葉市議会政務活動費の交付に関する条例」に定める会派に関する経過措置を定める。	

【3 政令市の基本条例に規定されているもので、今回のたたき台案に盛り込まなかった項目等】

- ① 「議会報告会」・「市民等との意見交換の場の設置」・「区行政への関与」・「議員連盟」は条文化しなかった。
- ② 「議会改革の推進」については、単独条文ではなく、第3条の議会の活動原則の中に盛り込んだ。
- ③ 「研修・調査研究」については、単独条文ではなく、第3条の議会の役割の条文、第4条の議員の活動原則の条文中に盛り込んだ。